

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会 説明資料

令和 2 年 9 月 4 日  
有限会社 横田農場  
代表取締役 横田修一

## 1. 自己紹介

農場所在地 : 茨城県龍ケ崎市  
経営規模 : 水稻 160ha (約 850 トン)  
主な販売先 : ①消費者直売 (ネット販売、スーパー) …約 3 割、②業務用 (レストラン、弁当事業者) …約 3 割、③加工用 (日本酒、米菓等) 等…約 3 割  
登録検査機関 : 平成 18 年から  
農産物検査員 : 平成 21 年から  
農産物検査 : 昨年検査実績約 700 トン

## 2. 検討項目「(1) 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し」について

農産物検査法

(目的)

第一条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

あらためて農産物検査法とは、農業者である私の視点からすれば「品質の改善」のために検査を受ける。検査の結果から、栽培方法を見直したり改善することこそが重要であり、単なる格付けや仕分けではない。1等、2等を見直す(同一にする)ことはつまり、農業者が目標とするのは「2等」の下限値であり、現状より低い「品質」を目標として農業者が品質改善を図ることは農家経済の発展や農業者の栽培技術の向上に寄与しないと考える。

## 3. 検討項目「(2) 検査方法等の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減」について

弊社が実際に農産物検査を行うのは基本的に秋の収穫時。収穫の繁忙期に集中する生産作業と検査業務は大変な労力を伴う。徹底した合理化、負担軽減は必須である。今年から穀粒判定器を導入。現状では検査業務に活用するのではなく、品質に関する結果・情報を詳細に記録し、さらに生産にフィードバックする社内での利用が目的。上記 2 のとおり、農業者がより高度な品質向上を目指せば、詳細な品質情報の取得、記録が必要。農産物検査に穀粒判別器が使用できるようになったが、活用範囲の拡大と、穀粒判別器の更なる技術の進歩が急務と考える。